

令和7年度 葛城市住宅用太陽光発電システム設置補助金募集要領

葛城市では、地球温暖化対策の推進及び温室効果ガスの削減並びに環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する費用の一部について、補助金を交付します。

1. 補助対象となるシステム

次の要件全てに該当するシステムです。

- (1)太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が、2 kW以上10 kW未満
(日本工業規格(JIS)等の規定によります。)
- (2)未使用品であること
- (3)次に掲げる品質及び性能を有するもののうち、一定の品質及び性能を一定期間確保されると認められること
 - ①太陽電池モジュールが、JISに基づく試験により認証を受けているもの。
 - ②①と同等以上の品質及び性能を有すると確認されているもの。

2. 交付対象となる人

次の要件全てに該当する人です。

- (1)次のいずれかに該当する人。
 - ①市内の自己の居住のための家屋(店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を除く。)に発電システムを設置した人
 - ②市内の自己の居住のための家屋(店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を除く。)であって、発電システムを設置した住宅を購入した人。
- (2)市内に住民登録がある人。
- (3)市税等を滞納していない世帯に属している人。
- (4)電気事業者との電力受給開始日が平成26年4月1日以降であり、電力受給開始日から起算して、1年以内の申請であること。
- (5)電力の全量買取制度の対象とならないシステムを設置する人。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びその者と社会的に非難されるべき関係にない人。

3. 補助金の金額

○1件あたり5万円です。ただし、同一の住宅につき1回限りとします。

4. 申請書等の受付期間

- 受付日 令和7年4月1日(火) ~ 令和8年3月31日(火)
※令和8年2月27日より受付期間延長。
ただし、予算の都合により、早期に終了する場合があります。
- 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分
※土日祝や年末年始などの閉庁日は除きます。

5. 申請方法

- 葛城市役所新庄庁舎2階 環境課の窓口でお申込みください。
(郵送による受付はいたしません。)
- 申請手続きについて、ご家族や請負業者等へ委任される場合は住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書類提出委任届(様式第4号)が必要です。

6. 窓口へ申請される際にご用意いただくもの

●申請書類

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 住民記録情報及び納税状況確認の承諾書（様式第2号）
（もしくは、住民票謄本及び市税等に滞納がない旨を証明したもの）
 - (3) 対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し
（対象システムが設置された住宅を購入した場合は、売買契約書の写し）
 - (4) 対象システムの設置費に係る領収書の写し又は支払いを証明する書類（ローン契約書）
 - (5) 設置したモジュールのメーカー、型番が記された書類の写し（工事内訳明細書や見積書など）
 - (6) 対象システムの設置工事完了後のカラー写真
 - (7) 電力会社との電力受給契約に関する書類（「電力受給契約のご案内」）の写し
- ※対象システムを設置した住宅が、交付申請者の所有ではない又は共有の場合は、所有者又は共有者全員の設置同意書（様式第3号）が必要です。
- ※葛城山麓景観保全地区内の住宅に対象システムを設置した場合は、奈良県が発行している受理書の写しが必要です。

●その他

- 申請時に本人確認をしますので申請者（申請代理人）の本人確認できるもの（運転免許証など）をご用意ください。
 - 窓口で交付金請求書にご記入いただくため、振込先口座を確認できる通帳またはキャッシュカード及び印鑑をご用意ください。
- ※申請時にご用意できない場合、後日請求書を郵送します。

7. 補助金の交付決定

申請書等の提出があった場合、内容の審査や必要に応じた調査を行い、補助金交付の可否を決定します。

- 交付の決定を行った時は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第5号）によって、申請者へ通知します。
- 交付しない決定を行った時は、住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書（様式第6号）によって、申請者へ通知します。

8. その他

- 地球温暖化防止対策推進のため、対象システムの運転状況に関するデータの提供など、市の取り組みについて協力を要請することがあります。
- 補助を受けた人は、対象システムの法定耐用年数（17年）の期間中、取扱いに注意を払ってシステムを管理し、適正な運用を図る必要があります。
- 補助金の交付を受けた後に、補助金交付要綱の規定に違反するなどの理由によって、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。その時は、遅滞なく補助金を返還してください。

9. 注意事項

- ※申請書類は、提出前に確認した上で提出してください。記入漏れや誤り、書類の不足等があった場合は受付できませんのでご注意ください。
- ※申請書類に使用する印鑑は、すべて同じものを使用してください。
- ※記入内容を訂正する時は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書類に使用する印鑑を押印してください。適正な訂正が行われていない場合は、もう一度書類の作成をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 葛城市民生活部 環境課
〒639-2195 葛城市柿本166番地 葛城市役所新庄庁舎2階
TEL 0745-44-5004（ダイヤルイン）
FAX 0745-44-5008
E-mail kankyou@city.katsuragi.lg.jp